

情 個 審 第 2 2 号

令和5年10月17日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 亀田 哲也

行政文書不開示決定に対する審査請求について（答申）

令和5年1月26日付け林政諮問第5号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「特定の地番に係る林地開発許可申請書等」不開示決定（存否応答拒否）に係る審査請求事案

（情報公開諮問第207号）

（情報公開答申第176号）

第1 審査会の結論

実施機関が行った不開示決定（存否応答拒否）は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

令和4年5月12日、審査請求人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次のとおり行政文書の開示の請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

「 稲敷市〇〇〇〇〇〇〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、
〇〇〇番〇、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、
〇〇〇番、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、稲敷市〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、〇
〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番、〇〇〇番にかかる

- ・林地開発許可書
- ・林地開発許可申請書及び計画書等（1）～（10）、その他計画書に添付する図書一覧
- ・林地開発行為着手届出書
- ・林地開発行為計画変更許可申請書
- ・林地開発行為完了届出書
- ・林地開発事前協議書

2 実施機関の決定及び通知

令和4年5月30日、実施機関は、本件開示請求に係る行政文書について、次のとおり特定した。

「 稲敷市〇〇〇〇〇〇〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、
〇〇〇番〇、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、
〇〇〇番、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、稲敷市〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、〇
〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番、〇〇〇番にかかる

- ・林地開発許可書
- ・林地開発許可申請書及び計画書等（1）～（10）、その他計画書に添付する図書一覧

- ・林地開発行為着手届出書
- ・林地開発行為計画変更許可申請書
- ・林地開発行為完了届出書
- ・林地開発事前協議書

」

その上で、実施機関は、上記の各地番の土地のうち、「稲敷市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、稲敷市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番、〇〇〇番について、林地開発許可申請書が提出されていないため、当該文書は実際に存在しない」として、不開示決定（以下「本件処分1」という。）を行うとともに、「稲敷市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、稲敷市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、〇〇〇番〇について、当該文書の存否を答えること自体が、個人に対する林地開発行為許可申請の有無を開示することとなり、第7条第2号の規定により不開示とすべき情報を開示することになるので存否を答えることはできないが、仮に存在するとしても、第7条第2号の規定により不開示となる文書である。」として、不開示決定（以下「本件処分2」という。）を行い、それぞれ、同日付け林政指令第3号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和4年8月25日、審査請求人は、本件処分2の取消しを求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分2を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書における主張

審査請求人は、茨城県稲敷市〇〇〇〇〇における土地埋め立て行為に関する〇〇を目的とした〇〇〇〇の一環として、本件開示請求を行ったところ、茨城県から、令和4年5月30日付け林政指令第3号により、行政文

書不開示決定通知書に関する処分を受けた。

当該処分に関する通知書は、なぜか同一文書番号で別々に2通あり、一方は、稲敷市〇〇〇〇〇〇〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番及び〇〇〇番並びに稲敷市〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番及び〇〇〇番についての通知書（以下「通知書1」という。）、もう一方は、稲敷市〇〇〇〇〇〇〇〇〇番、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番、〇〇〇番〇及び〇〇〇番〇並びに稲敷市〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇及び〇〇〇番〇についての通知書（以下「通知書2」という。）であった。

通知書1において、茨城県は、「開示をしない理由」を「林地開発行為許可申請書が提出されていないため、当該文書は実際に存在しない」としている。

他方、通知書2においては、理由を「当該文書の存否を答えること自体が、個人に対する林地開発行為許可申請の有無を開示することとなり、第7条第2号の規定により不開示とすべき情報を開示することになるので存否を答えることはできないが、仮に存在するとしても、第7条第2号の規定により不開示になる文書である」としている。

実際に存在しない文書を開示することは不可能であり、仮に通知書1に記載された理由が事実と反していたとしても、現時点で審査請求人がそれを立証することはできないため、通知書1については受け入れざるを得ないものである。

しかし、通知書2については、以下の理由から違法であり、受け入れられないものである。

ア 通知書2に示された本件処分の理由欄に記載されている「個人に対する林地開発行為許可申請」とは、何を指すのかが不明である。「林地開発行為許可申請」は、県に対する申請であり、個人に対する申請ではないと承知する。

存在しない個人に対する申請なるものを不開示理由の一部とするのは、本件開示請求に対する明らかに不誠実な対応であり、条例第1条に規定する「県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で民主的な行政の推進に資する」との目的から逸脱してお

り、同条に違反する。

イ 通知書2の理由欄では、前段で、「当該文書の存否を答えること自体が、個人に対する林地開発行為許可申請の有無を開示することとなり、第7条第2号の規定により不開示とすべき情報を開示することになる」と記すが、「申請の有無」は条例第7条第2号が規定する不開示情報には当たらず、同条に違反する。

いうまでもなく、同号にいう不開示情報は、「特定の個人を識別することができるもの」又は「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」である。

当然ながら、申請の単なる有無には、「特定の個人を識別することができるもの」は含まれない。

また、仮に申請の有無を公にすることが「個人の権利利益を害するおそれがある」とするのであれば、当該申請の有無がどのように「個人の権利利益を害するおそれがある」のかを明らかにすべきである。

そうでなければ、県に対するあらゆる申請の有無が、全て「個人の権利利益を害するおそれがある」として不開示情報とされる、恣意的な運用を許すおそれがあり、条例第1条に規定する「県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で民主的な行政の推進に資する」との目的が全く果たされないことは明白であり、同条にも違反する。

ウ 本件処分では、通知書1において文書の不存在を理由にし、通知書2においては「存否を答えることができない」としている。

通知書1が存在を否定しながら、通知書2が存在を否定しないのは、存在することを示唆しているのとらえるのが一般の理解である。

このことは、既に文書の存在を認めているのに等しく、「存否を答えること自体が（中略）申請の有無を開示することになり」との記載と矛盾するというべきである。

このように自己矛盾をはらんだ理由を示すのは、やはり説明責任を果たさないという点で、条例第1条に違反すると言える。

エ 通知書2は理由欄の後段で「仮に存在するとしても、第7条第2号の規定により不開示になる文書である」としている。前述のとおり、同号

保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は不開示情報には当たらないと規定されており、この点でも、本件処分は、同条に反し違法であると同時に、国民の知る権利に資するための〇〇を目的とした〇〇〇〇を妨害する行為として、国民の知る権利を保障する憲法第21条にも違反する。

以上、どの点をもってしても、本件処分は違法であり、その取り消しを求めるため、本件審査請求を提起するものである。

(2) 反論書における主張

ア 下記第4の1(1)の実施機関の弁明について

表現は、「適切でなかった」のではなく、誤りだったのである。

仮に「個人による林地開発行為許可申請」とされていれば、まだ意味は通じたが、「個人に対する林地開発行為許可申請」は、明らかに間違いである。

なぜなら、「林地開発許可申請書」というとおり、「許可申請」とした場合、許可を申請するという一つの行為を表す単語で、申請者による行為であり、申請者に対する行為ではないからである。

弁明書において、「特定の個人の所有地に対する」と言葉を補っても、誤用であることは変わらない。

申請者による行為のことを言いたいのなら、「特定の個人からの所有地に対する林地開発行為許可申請」、あるいは「特定の個人の所有地に対する林地開発行為許可の申請」とすべきであろう。

いずれにせよ、通知書2における不開示理由の文言が誤っている以上、条例第1条の「県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で民主的な行政の推進に資する」との目的から逸脱しており、同条に違反すると考える。

イ 下記第4の1(2)の実施機関の弁明について

実施機関の弁明を要約すると、本件開示請求にある地番そのものが個人を特定する情報であり、不開示情報に当たると言っているのだと推察するが、実施機関の弁明のように地番によって所有者を特定することが可能であるということは、そもそも地番を示しての開示請求自体が個人

を特定した上でなされているのであるから、不開示とすることで、その個人を識別することができる情報を保護できるものではなく、不開示にする意味がない。

また、本件審査請求においては、申請の有無を公にすることが、どのように「個人の権利利益を害するおそれがある」のかを明らかにするべきだと指摘したが、この点に関する実施機関の弁明はなかった。

その部分でも、条例第1条に違反すると考える。

ウ 下記第4の1(3)の実施機関の弁明について

土地所有者が個人であるか法人であるかにより、判断が異なるとのことだが、個人所有の土地であっても、開発申請等が法人によってなされている事例は多々あると認識している。

所有者が個人であることを理由に不開示とするなら、個人の所有地に関するあらゆる開示請求が意味をなさなくなり、条例そのものが形骸化してしまう。

実施機関の弁明では、「土地を所有する法人が特定されることは、土地を所有する個人が特定されることと同じであるが、当該文書の保有の有無を明らかにすることが、条例第7条第3号ア又はイに該当するとは認められなかった」とされているが、先に述べたように、本件開示請求に係る土地について、文書の保有の有無を明らかにすることが、どのように「個人の権利利益を害するおそれがある」のか、説明すべきと考える。

エ 下記第4の1(4)の実施機関の弁明について

実施機関の弁明の要旨を推察するに、下記第4の1(2)の実施機関の弁明と同じであるようなので、上記イのとおり反論する。

オ 下記第4の1(5)の実施機関の弁明について

実施機関の弁明は、「本件存否情報を開示した場合に明らかになる情報は、特定の個人が所有する土地において、林地開発許可申請書の提出や林地開発許可がなされた事実の有無であるが、これを明らかにしたとしても、例えば山地災害危険地区を公表するように、周辺住民が自らの生命や財産を守るための方策を講じる利益までは認められない」と述べられている。

これは、全く認識が低い、理解が浅いと言わざるを得ない。情報を開示することにより、行政事務が適正に執行されているのか否かが明らかになるのである。

そもそも、条例は、第1条で定めるように、「県民の知る権利についての理解を深めつつ、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」ものである。

この目的のとおり、本件開示請求は、個人であれ、法人であれ、申請者からの申請に対して行政が適正に対応したのかを明らかにしようとするものである。

仮に、申請又は行政の対応が違法なものであった場合、あるいは双方とも違法であった場合、住民らは違法行為に対する法的な防御措置をとることができる。その方が、土地所有者個人の財産に関する情報を保護する利益と比較しても大きい場合があるかもしれないのである。

本件開示請求に対象地の地番が必要な以上、既に所有者を特定しての請求なのであるから、その所有者が個人であるとの理由で不開示になるのであれば、条例は形骸化してしまい、県民は、知る権利を入り口で閉ざされてしまう。

土地所有者が個人であっても、申請者が同一人であるとは限らない以上、地番が明らかにされたとしても、申請者を特定する情報のみを不開示として、残る部分を開示するのが条例の目的に沿った対応であると考ええる。

付け加えると、審査請求人が出した土地の埋め立て等計画書等の開示請求に対し、令和4年5月30日付けの茨城県知事名の「行政文書不開示決定通知書（廃規指令第267号）」は、本件審査請求に係る地番について、「開示請求に係る行政文書を作成する契機となる同条例に基づく許可申請がなく、当該文書は実際に存在しない」と理由を示している。

同じ行政執行機関内において不一致が生じていることになるが、条例制定の精神に照らすと、こちらの処分が当然であり、土地所有者が個人であることを理由にした、通知書2による処分は、不当かつ違法である

と考える。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 不開示情報の妥当性について

(1) 上記第3の2(1)アの審査請求人の主張について

個人に対する林地開発行為許可申請とは、特定の個人の所有地に対する林地開発行為許可申請であり、表現が適切でなかったことを認める。

(2) 上記第3の2(1)イの審査請求人の主張について

本件開示請求には、特定の地番が記載され、個人所有の地番も含まれており、法務局で誰でも取得可能な公図や登記簿により、所有者を特定することが可能である。

本件開示請求に記載された地番のうち、個人が所有する土地の地番については、条例第7条第2号の「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当し、当該地番における林地開発行為許可申請等の保有の有無を公にすることは、特定の個人（特定地番の所有者）が所有する土地において、林地開発許可申請書の提出や林地開発許可がなされた事実の有無「（以下「本件存否情報」という。）」を公にすることとなる。

よって、単に申請の有無であることを理由に不開示とすべきと判断したのではなく、本件開示請求に係る行政文書のうち、個人が所有する土地に係る情報については、特定の個人が識別できる情報であるため、当該文書が提出された事実の有無を明らかにすることは、本件存否情報を明らかにすることになることから、条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したものである。

(3) 上記第3の2(1)ウの審査請求人の主張について

本件開示請求に記載のあった特定の地番は、特定の個人の所有地及び法人の所有地が存在し、性質が異なるものである。

法人に関する情報は、条例第7条第3号ア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそ

れがあるもの」又は同号イ「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」に該当する場合にのみ不開示になり、個人情報とは違い、法人が特定されることのみを理由に、直ちに不開示にすべき性質の情報ではない。

公図や登記簿により、本件開示請求に係る土地を所有する法人が特定されることは、土地を所有する個人が特定されることと同じであるが、当該文書の保有の有無を明らかにすることが、条例第7条第3号ア又はイに該当するとは認められなかったことから、法人の文書の保有の有無は、公にできる性質のものである。

本件開示請求を受けて、開示請求書に記載された地番に係る林地開発許可申請書等の探索を行ったところ、特定の個人の所有地及び法人が所有する土地が存在したことから、法人が所有する土地については、文書が存在しない旨の不開示決定を行ったものである。

よって、通知書1と通知書2の決定内容が異なるのは、本件開示請求書に記載された土地の所有者が個人であるか法人であるかにより、条例の不開示情報に該当するか否かの判断が異なるためである。

(4) 上記第3の2(1)エの審査請求人の主張について

条例第8条は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と規定しているが、本件開示請求に係る行政文書のうち、個人が所有する土地に係る情報については、上記イで述べたとおり、当該文書の保有の有無を明らかにすることが本件存否情報を公にすることになるため、条例第8条の規定を適用することはできず、条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否したものである。

(5) 上記第3の2(1)オの審査請求人の主張について

不開示情報として、条例第7条第2号において、「個人に関する情報

（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」が規定されており、そのうち、同号のただし書に掲げられた情報については、不開示情報から除くとされている。

条例第7条第2号ただし書イには、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」と規定されており、同号ただし書イの適用について、人の生命、健康、生活又は財産を保護するためとは、現実に被害が発生している場合又は将来これらの法益が侵害されるおそれがある場合も含まれるが、それに該当するか否かは、開示することにより保護される利益と不開示とすることにより保護される利益とを比較衡量して判断することになる。

この点、本件存否情報を開示した場合に明らかになる情報は、特定の個人が所有する土地において、林地開発許可申請書の提出や林地開発許可がなされた事実の有無であるが、これを明らかにしたとしても、例えば山地災害危険地区を公表するように、周辺住民が自らの生命や財産を守るための方策を講じる利益までは認められないものであり、よって、開示により本件存否情報を公にする利益よりも、不開示による所有者個人の財産に関する情報を保護する利益の方が大きいと判断し、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したものである。

2 結論

以上により、本件処分2には、違法又は不当の点はないと考える。

第5 審査会の判断

当審査会は、本諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分2に係る行政文書について

本件処分2に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）は、仮に存在するとすれば、稲敷市〇〇〇〇〇〇〇〇〇番、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇及び〇〇〇番〇並びに稲敷市〇〇〇

〇〇〇〇〇〇番〇及び〇〇〇番〇（以下「本件各土地」という。）に関する次の文書であると認められる。

- (1) 「林地開発許可書」
- (2) 「林地開発許可申請書及び計画書等（1）～（10）、その他計画書に添付する図書一覧」
- (3) 「林地開発行為着手届出書」
- (4) 「林地開発行為計画変更許可申請書」
- (5) 「林地開発行為完了届出書」
- (6) 「林地開発事前協議書」

2 本件処分2の妥当性について

(1) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号（なお、同号は、個人情報の保護に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年茨城県条例第37号）による条例の改正により、現在では、同条第1号となっている。）においては、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、不開示情報としつつ、同号ただし書アないしウに該当する情報については、不開示情報から除くこととされている。

イ これを本件についてみるに、まず、ある特定の地番の土地に係る林地開発許可書、林地開発許可申請書等の行政文書について開示請求があった場合において、当該行政文書を開示することにより明らかになる情報は、当該特定の地番の土地に係る林地開発許可申請、林地開発許可等の手続が行われた事実の有無であるということができる。

また、不動産については、不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条第1項において、何人も、登記記録に記載された所有者等の事項を証明した登記事項証明書の交付を請求することができることとされていることから、ある特定の地番の土地に係る林地開発許可書、林地開発許可申請書等の行政文書を開示した場合には、登記事項証明書により得られる情報と照合することにより、ある特定の者について、その所有する当該特定の地番の土地に係る林地開発許可申請、林地開発許可等の手続が行われた事実の有無も明らかになるということができる。

そして、本件開示請求に係る行政文書は、本件各土地に係る林地開発許可書、林地開発許可申請書等であるところ、当審査会事務局職員をして確認させた結果、本件各土地は、特定の個人が所有する土地であることが認められるから、仮に本件行政文書が存在する場合において、本件行政文書を開示すると、登記事項証明書により得られる情報と照合することにより、当該特定の個人について、その所有する本件各土地に係る林地開発許可申請、林地開発許可等の手続が行われた事実の有無（以下「本件存否情報」という。）が明らかになると認められる。

そうすると、本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第2号本文に該当すると認めるのが相当である。

ウ 次に、本件存否情報が、条例第7条第2号ただし書のアないしウに該当するか否かについて検討することとする。

まず、本件存否情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書アには該当しない。

また、審査請求人は、上記第3の2（1）オ及び（2）オのとおり主張しているが、本件においては、人の生命、健康、生活又は財産が侵害されるおそれがあり、これらを保護するため、本件存否情報を公にすることが必要であると判断すべき特段の事情があるとは認められないことから、本件存否情報は、同号ただし書イにも該当しない。

さらに、当該特定の個人が同号ただし書ウに規定する公務員等である事実は認められないことから、本件存否情報は、同号ただし書ウにも該当しない。

エ よって、本件存否情報は、同号の不開示情報に該当すると認められる。

（2）条例第10条該当性について

条例第10条においては、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することになるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることとされている。

これを本件についてみるに、上記（1）のとおり、本件存否情報は、条例第7条第2号の不開示情報に該当するところ、本件行政文書が存在して

いるか否かを答えるだけで、本件存否情報を開示することとなることが認められる。

よって、実施機関が、条例第10条の規定により本件行政文書の存否を明らかにしないで行った本件処分2は、妥当であると認められる。

(3) 審査請求人の主張について

ア まず、審査請求人は、上記第3の2(2)オのとおり、令和4年5月30日付け廃規指令第267号による行政文書不開示決定通知書と本件処分2の判断が不一致であるとして、同日付け廃規指令第267号による処分が当然であり、本件処分2は不当かつ違法である旨主張しているが、本件存否情報が条例第7条第2号に該当し、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、本件存否情報を開示することとなることについては、上記(1)及び(2)で述べたとおりである。

イ 審査請求人は、上記第3の2(2)ウのとおり、本件開示請求に係る特定の個人が所有する本件各土地についても、文書の保有の有無を明らかにすることがどのように個人の権利利益を害するおそれがあるのか説明すべき旨主張している。

しかし、条例第7条第2号本文において不開示情報とされているのは、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」と、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であるところ、仮に本件行政文書が存在する場合、本件存否情報は、前者の「特定の個人を識別することができるもの」として同号本文に該当すると認めるのが相当であることは、上記(1)で述べたとおりであるから、本件存否情報が後者の「特定の個人を識別することができないが、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であるかどうかについては、検討を要しない。

ウ 審査請求人は、上記第3の2(1)エのとおり、特定の個人を識別することができる部分は容易に区分して除くことができるから、行政文書全てを不開示とするのは条例第8条に違反する旨主張しているが、上記

(2) で述べたとおり、本件行政文書については、存在しているか否かを答えるだけで、本件存否情報を開示することとなるから、同条の規定を適用することはできない。

エ 審査請求人は、上記第3の2(2)アのとおり、実施機関が、通知書2の開示をしない理由の欄に、個人に対する林地開発行為許可申請の有無を開示することとなる旨記載したことについて、誤りであり、条例第1条の目的から逸脱し、同条に違反する旨主張している。

確かに、実施機関による上記の記載は、明らかな誤記であるというほかはなく、実施機関においては、不開示の理由を誤記のない正確なものとすべきことは当然であるが、本件処分2が妥当であると認められることは、上記(1)ないし(4)のとおりであり、当該誤記をもって、本件処分2が違法又は不当であり、これを取り消すべきと判断するには及ばない。

オ 審査請求人のその他の主張については、上記の各判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和5年1月26日	諮問受理
令和5年7月26日	審査(令和5年度第4回審査会第一部会)
令和5年8月30日	審査(令和5年度第5回審査会第一部会)
令和5年9月22日	審査(令和5年度第6回審査会第一部会)